訪問看護ステーション時のなごみより、DX 医療情報活用についてお知らせ

2024 年診療報酬改定により、訪問看護ステーション時のなごみは、厚生局長等に届け出た訪問看護ステーションの看護師等（准看護師を除く）　が、健康保険法第 3 条第 13 項の規程による電子資格確認（オンライン資格確認）により利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用して訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、より質の高い医療の提供を目指します。
これにより看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。
算定額は以下のとおりです。

訪問看護医療 DX 情報活用加算　50 円／月

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令（令和 4 年厚生省令第 5 号）第 1 条に規定する電子情報処理組織の使用による請求を行っていること
2. 健康保険法第 3 条第 13 項に規定する電子資格を行う体制を有していること
3. 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること
4. 以上の掲示事項についてウェブサイト（当サイト）に掲載していること

個人情報の取り扱いについて
個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係者における個人情報の適切な取扱いのための ガイダンス」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等の関係法令を遵守し、個人情報保護方針に基づいた適切な管理を行い、ご利用者様への看護サービスの提供以外の目的には使用いたしません。

資格情報の提供について
資格情報の提供は患者様および代理人の同意に基づいて行われます。
同意なしにオンライン資格確認を行うことはありません。
医療 DX を通じた質の高い医療の提供にご理解、ご協力をお願いいたします。

令和８年１０月１日
訪問看護ステーション時のなごみ
管理者　浅沼宗吾